

各 施 設 長 殿

山形県健康福祉部長

(公 印 省 略)

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届について（依頼）

保健師助産師看護師法第 33 条の規定により、業務に従事している看護職員は、2 年ごとに就業状況等を就業地の都道府県知事に届け出ることとなっており、本年がその届出を行う年となります。

届出の内容は下記のとおりですが、届出が円滑に行われるよう、貴施設の看護職員に対して周知いただき、届出票のとりまとめについてよろしくお願いいたします。

記

1 届出の対象

令和 6 年 12 月 31 日現在において、貴施設（山形県内）で業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師

※該当者がいない場合（免許取得者だが看護業務に従事していない場合を含む）は届出不要です。

2 届出事項

令和 6 年 12 月 31 日現在における氏名、性別、生年月日、年齢、住所、メールアドレス、保健師助産師看護師准看護師籍の登録番号及び登録年月日、主たる業務、業務に従事する場所の所在地及び名称、従事年数、移動状況、雇用形態（正規、非常勤、派遣）、常勤換算（常勤、短時間勤務）、看護師の特定行為研修の修了状況、国籍（該当者のみ）

3 提出方法

各施設で届出票をとりまとめ必要事項を記載した別紙を添付の上、施設の住所地を管轄する保健所に提出すること。（住所地が山形市内の施設については、村山保健所に提出すること。）ただし、医療従事者届出システムを活用したオンラインでの提出も可とする。

4 提出期限

令和7年1月15日（水）

◎ 届出方法について

<紙で提出する場合>

- 1 記入要領及び記入例を参考に届出票を記入してください。
- 2 届出票の枚数が不足する場合は、お手数ですがコピーして使用いただきますようお願いいたします。
- 3 各施設で届出票をとりまとめ、担当者が届出票の記入内容に誤りや漏れがないか確認を行った上で、施設の住所地を管轄する保健所(※)に提出してください。

※住所地が山形市内の施設については、令和4年度と同様に村山保健所に提出してください。

- ・届出票の提出（送付）の際は、下記の該当保健所部分を切り取り住所ラベルとしてお使いください。

<オンラインで提出する場合>

- 1 医療機関等の担当者がインターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイト（医療従事者届出システム）を利用するためのIDを取得の上、届出を提出してください。

（専用サイトURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryojujisha-todokede-sys.html

◎ 記入（入力）に当たっての照会について

<オンライン届出に係る医療従事者届出システムの使い方について>

上記URLより、ヘルプデスクあてお問い合わせください。

<届出内容について>

山形県健康福祉部医療政策課（TEL 023-630-3159）

〒990-0031

山形市十日町一丁目6-6

村山保健所

保健企画課 企画調整担当 御中

(看護職員業務従事者届出票在中)

〒996-0002

新庄市金沢字大道上2034

最上保健所

保健企画課

企画調整・地域医療担当 御中

(看護職員業務従事者届出票在中)

〒992-0012

米沢市金池七丁目1の50

置賜保健所

保健企画課 医薬事担当 御中

(看護職員業務従事者届出票在中)

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東19の1

庄内保健所

保健企画課 医薬事担当 御中

(看護職員業務従事者届出票在中)